

「厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則(令和3年厚生労働省令第 104 号)」について(結果公示)

令和3年6月16日
医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

1. 題名

厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則(令和3年厚生労働省令第 104 号)

2. 趣旨

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)の規定の措置に係る手続を定めるもの。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募手続を行わなかった理由

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律(令和3年法律第68号。以下「改正法」という。)により新設された覚醒剤取締法の特例に係る措置については、大会に出場する選手への人道的な配慮等のため、自己の疾病の治療の目的に限り、覚醒剤成分を含む医薬品を携帯して我が国に輸出入することを認めるものであり、

○競技期間の1か月前程度から、事前準備や交流のために選手の入国が想定されること

○措置の適用が遅れると、当該医薬品を服用できないことで、選手の競技面及び生活面でリスクとなること並びにオリンピック憲章の原則に反するおそれが生じること

から、改正法の施行と同時に、当該特例に係る手続を定める本省令も施行される必要があります。

したがって、本省令については、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第1号に掲げる「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当することから、意見公募を行わないこととしました。